



【本号の内容】

- ◇ 全国どこでもいつでも安心して暮らせる政策なのか
—政府『経済政策の方向性に関する中間整理』を読む 長南博邦 2
- ◇ 新『防衛大綱』の検討—“サイバー”に焦点をあてて 柴戸善次 5
- ◇ 書評 『トランプ貿易戦争』（著者：木内登英） 野崎佳伸 7

*掲載の内容は執筆者の個人の見解によるものです



冬の花の女王カトレア 『忙中閑あり』
(写真・文 長南博邦)

全国どこでもいつでも安心して暮らせる政策なのか —政府『経済政策の方向性に関する中間整理』を読む

長南 博邦

政府の「未来投資会議」「まち・ひと・しごと創生会議」「経済財政諮問会議」「規制改革推進会議」が11月26日に合同会議を開いて『経済政策の方向性に関する中間整理』を発表した。安倍政権を支える頭脳集団が勢ぞろいしての『中間整理』だが、首相官邸のHPにその概要が示されている。

いわく、「会議では、経済政策の方向性に関する中間整理案及び平成31年度予算編成の基本方針について議論が行われ」、総理は、「本日は、関係する主要会議の代表委員の皆様にお集まりいただき、成長戦略、地方創生、規制改革など、安倍内閣の主な経済政策について、今後の方向性の中間的な整理を行いました。その中核を成すのが成長戦略。Society5.0の実現、最大のチャレンジである全世代型社会保障への改革、地方施策の強化の3本柱で未来を見据えた構造改革に取り組む」と。

つまり、日本の潜在成長力を顕在化させて実態の経済成長に資する論点整理がされたもので、その3本の柱が「Society 5.0」「全世代型社会保障」「地方施策強化」だという。

『中間整理』の章立ての構成は、以下の通り。

第1章 はじめに / 第2章 成長戦略の方向性 / 第3章 まち・ひと・しごと創生、地方創生の方向性 / 第4章 消費税率引上げに伴う対応等 / 第5章 財政運営の方向性 / 第6章 規制改革の方向性

このうち4章と5章は来年度予算編成に向けたものであり、2章と3章は19年夏の政策決定に向けたもの。筆者に与えられた課題は2章の一部と第3章、つまり地方政策の解説と批評である。安倍政権は改憲を図るため、経済政策で支持を集め、地方に対するポーズをとりつつ、財界が要求する儲けの機会拡大を進めている。そのための中間整理と考えればよい。

それにしても全世代型社会保障については端的に言って「生涯現役」、労働人口確保と社会保障縮減のための構想で、高齢になっても働かそうとする施策だということがはっきりする。私の考える働き盛り（失業時やワーキングプアの生活保障）も含めた、子どもから高齢者までの社会保障ではまったくくない。聞こえの良い表現でごまかす安倍内閣のいつもの手口がここにも表れている。

*

地方施策について新味はない。はっきり言って「マッチポンプ」であり偽善もいいところ。何故か。今年をとっても、4月に種苗法が廃止され、6月に「働き方改革」の紛糾の陰に隠れて森林管理法が改悪され、12月には漁業法を強行改悪している。このように地方の基幹産業であり、地方の文化や風景を守る農林水産業をその場限りの市場経済化に供している。

『週刊新社会1094号』に記したように、「この背景には規制改革がある。すべてのものを

金儲けの対象にしようと画策する。農業の次は林業と漁業だと規制改革推進会議の中に、水産ワーキンググループを作ったのは昨年9月。『農協をねじ伏せ、掟破りの安倍官邸介入人事で事務次官のポストをもぎ取った』といわれる奥原正明事務次官（当時）の指揮の下、彼の掲げる『儲かる林業』を目指す経営大規模化と、『水産業への企業参入の促進』という既定路線が急速に動いたものだ。規制改革こそが成長のエンジン、高齢化、施設の老朽化が進む農林水産業を成長産業化するという美辞麗句で市場経済の餌食にするものだ。

農林漁業の主力は個人と家族、そしてその共同体である協同組合だ。この協同組合を切り崩して株式会社化を図る。4半期ごとの利益に目の色を変える株式会社とその株主には日本の国土保全や自然環境の維持、地域ごとの文化や暮らしなど二の次である。しかも、グローバル社会にあっては株式や証券は国際的に売買される。そこにはかつての不在地的な感覚が入り込む。すべては利益次第となる。

人口減少とともにある高齢化と過疎という社会の崩壊をつくりだしながら、地方の安定的な支持基盤をつなげようとするのが今日の地方対策といえよう。

*

それでは『中間整理』の地方施策を紹介する。

まず、『第2章 成長戦略の方向性』では「人口減少の中、地域の連携を深め、地域に地方基盤企業を残すため、広域レベルで産業政策を推進する必要がある。第4次産業革命の技術革新により、これまでの地方の地理的制約等を解消するとともに、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援する方向で検討する」となっている。

その前段には「潜在成長率の引上げが持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題である」と言い切り、「少子高齢化の進行、人手不足の高まりの中で、労働生産性や付加価値の向上を通じて、潜在成長率を引き上げ、経済成長の壁を打ち破る必要がある」とある。

つまり、潜在成長率の引上げに地方を供し、自己責任を発揮するものに支援するという論理である。農林水産業に企業が進出するなら制度支援や補助金を出そうと含意がある。これこそ家族経営にとどめを刺すことになろう。

この第2章の項目には「(3) 地方施策の強化」の中に、「地方経済は、急速に進む人口減少を背景に大幅な需要減少や技術革新の停滞といった経済社会構造の変化に直面している。地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保が困難になりつつある中で、地方基盤企業の統合・強化・生産性向上や、地域経済を担う多様な人材の確保、各地方の中核・中核都市の機能強化、一極集中是正等を検討する」とある。

「Society 5.0の実現」していく中で、「次世代モビリティ：『移動弱者ゼロ、混雑解消』を進め、「人口減少が進み、公共交通機関の維持が難しい地方で車を持たない高齢者でも、自由、安価、安全に外出、生活できる社会を目指す」と述べている。そして19年夏に向けて検討するとして下記項目を挙げている。

(1) 地方における移動の足の確保

タクシーの相乗り導入の検討 / 市町村管理による自家用車の有償運送 / 完全自動運転 / 高齢者が安心して自家用車を運転できる環境整備

さらにこの項で触れられているのは「国・地方業務の自動化の推進」である。しかし、これは今の流れの中では新しい公共事業としてのICT化であり、事務のAI化、マニュアル化、自動化の進行による職員削減と非正規職員の増大という「コスト削減」といえる。

そして「技術職員が不足する中小自治体への支援体制の構築」として出てくるのが、「中核市から周辺市町村に対するサービス提供や市町村間の共同処理、包括的民間委託によるインフラの巡視・巡回支援の促進や点検・診断業務への対象範囲の拡大等について検討する」というもので、12月18日に発表された「中枢中核都市」82候補である。これについては「第3章 まち・ひと・しごと創生、地方創生の方向性」でその役割や支援策が記されているので後述する。

この章で取り上げている「地方施策の強化」では、①「地方銀行や乗合バス等は、地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持は国民的課題であり、その経営力を図るため、独禁法改正も見すえた「競争政策上の制度創設・ルールの整備」をやはり夏に向けて検討するとされる。

さらに「地方への人材供給」、「人口急減地域の活性化」、「地方経済を支えるものづくり等の中小企業の生産性向上」という項目が続く。

*

そして地方施策の本命、「第3章 まち・ひと・しごと創生、地方創生の方向性」である。そこには以下の項目が並ぶ。

① U I J ターン施策の強化

U I J ターンによる起業・就業者創出 / 都道府県における就業マッチング支援事業のサポート

② 地方の魅力を高めるまちづくりの推進

高度経済成長期型のまちづくりからの転換 / 中枢中核都市の機能強化

③ 国家戦略特区制度の推進

住民合意を前提とした大胆な規制改革により、A I、ビッグデータ等の新技術を直接実装するための「スーパーシティ」構想 / 国家戦略特区制度を活用した規制改革の推進

以上の中で、「中枢中核都市の機能強化」をまず取り上げよう。これは専門職員の不在も含め、小規模で自治体の果たすすべての役割を一自治体で賄えないし、そのような無理をしないで都道府県や広域自治体連合で支えようという流れの一環である。

事実、行政改革と言えば職員定数削減、非正規職員や民間委託での代替が進み、その労働条件の悪さから保育士や介護士のみならず必要職員数が集まらず、待機児童や特養待機者の増大という住民サービス悪化が顕在化している。

10万人台の自治体でも技術職員などの専門職不足は明らかで、多くの事務がコンサル任せや設計会社への委託となっている。その成果物を検証するノウハウは確実に失われているのが現状である。このような中で中枢中核都市という位置づけで、東京一極への人口流出のダムとなる期待を担うものとして82候補市が発表されている。

自治体間の新たな差別化ともいえるこの中枢中核都市には地方創生交付金が1事業あたりの交付上限額で、他の自治体にはない独自の「先駆タイプ」で2億5千万円（中枢中核都市以外は2億円）、他地域で先行している事業の普及を進める「横展開タイプ」で8500万円（同7000万円）、年間の申請件数の上限についても7（同5）と差をつける。

そのため中枢中核都市に選定される政令市や県都、中核市や旧特例市以外の圏域自治体はどうなるのか、自治体関係者から疑問と批判が起こっている。それは前述したように地方の

疲弊は長年続いた政府の政策によるものだからだ。

最後に「国家戦略特区制度の推進」を取り上げる。

「住民合意を前提とした大胆な規制改革により、AI、ビッグデータ等の新技術を直接実装するための『スーパーシティ』構想」などおどろおどろしいが、結局実験場とされ、残されたおいしいところを資本の利益のために供するためになるのではないかと懸念する。これで地方の暮らしやすさや災害対策、安心できる行政サービスが維持できるのか疑問である以上に、安倍政権は本当に地方を再生しようとしているのか疑念は消えない。

おそらく参議院選挙に向けて華々しく地方施策が打ち出されるであろう。私たちもその中身の暴露とともに、私たちの政策で競わなくてはならない。

新『防衛大綱』の検討—“サイバー”に焦点をあてて

柴戸 善次

安倍内閣は12月18日、新たな『防衛計画の大綱』（以下、新『大綱』）を閣議決定した。この新『大綱』に盛り込まれた質的・量的な軍事力強化の達成を許せば、日本は、中国との局地戦でも一時的にせよ当該地域を制圧下に置くことが可能な軍事能力を獲得する。この戦闘力保有が、時の権力者の危険で誤った政治判断を生むことを強く懸念する。

以下、「多次元統合防衛力」と名づけられた今次軍事方針について、その最大の特徴である“サイバー”に焦点をあてつつ、該当部分の引用とコメントを記す。

宇宙・サイバー・電磁波～「死活的に重要」

新『大綱』は、冒頭の「I 策定の趣旨」で、こう述べる。

「宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大は、陸・海・空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方を根本から変えようとしている。」

「宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域については、我が国としての優位性を獲得することが死活的に重要となっており、陸・海・空という従来の区分に依拠した発想から完全に脱却し、全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく必要がある。」

→ ここでは、今日、軍事概念が根本的に変化していること、変化の要が「宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域」にあること、そして、これら新領域での優位獲得が「死活的に重要」であることを前面に出し強調している。

“サイバー”とは、新『大綱』に直接の定義はないが、本体のコンピュータを含む主にインターネットでつながった情報通信ネットワークと考えておけばよい。

そして、なぜ“サイバー”が死活的に重要かと言えば、「サイバー領域を活用した情報通信ネットワークは、様々な領域における自衛隊の活動の基盤であり、これに対する攻撃は、

自衛隊の組織的な活動に重大な障害を生じさせる」(新『大綱』Ⅳ)からである。今日、戦闘機も艦船も戦車も、通信ネットワークで同時に結ばれつつ展開する。ネットワーク機能が破壊されると、敵軍の攻撃の餌食となる。

それだけに“サイバー”防衛は「死活的に重要」だが、同時に、敵の“サイバー”をダウンさせることができれば、戦闘での勝利に大きく近づくことを意味する。なので、新『大綱』は、「優位性を獲得することが死活的に重要」という書き方をしている。

宇宙・サイバー・電磁波～「攻撃を阻止・排除する」

新『大綱』は、「Ⅲ 我が国の防衛の基本方針」で、「格段に変化の速度を増し、複雑化する安全保障環境に対応できるよう、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優位性を早期に獲得する」と述べた上で、「1 我が国自身の防衛体制の強化」の項で次のように述べている。

「ウ あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応

平素から、宇宙・サイバー・電磁波の領域において、自衛隊の活動を妨げる行為を未然に防止するために常時継続的に監視し、関連する情報の収集・分析を行う。かかる行為の発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限、被害復旧等を迅速に行う。我が国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する。

→ ここでの要は、「宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応」について、それを「あらゆる段階」における対応だとし、「平素」だけでなく「我が国への攻撃」という段階を含めていることである。

記されているとおり、「我が国への攻撃」が行われた場合、「宇宙・サイバー・電磁波」での軍事能力を駆使した「阻止・排除」を行うというのである。

改めて強調すれば、新『大綱』の認識は、「宇宙・サイバー・電磁波」もまた陸海空と同様の軍事分野であり、「宇宙・サイバー・電磁波」での衛星やコンピュータなどは戦闘機等の同じ軍事装備（アセット）である。

すなわち、「宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する」ことの意味は、敵に対する「宇宙・サイバー・電磁波」での軍事力行使であり、とりわけ「排除」は敵地攻撃の意味を持つ。

そして新『大綱』は、「Ⅳ 防衛力強化に当たっての優先事項有事」において、「我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化を図る。」と記している。

岩屋防衛大臣～「サイバー攻撃も武力行使の要件となる」

そこで新『大綱』と重ねて理解しておくべきなのが、11月29日衆議院・安全保障委員会での、自民党・中谷元委員（元・防衛大臣）と岩屋毅防衛大臣とのやり取りである。

【中谷委員の質問】サイバー攻撃のうち、我が国の武力行使、又は敵対行為、戦争行為と解される例を示していただきたい。そして、日本が大規模なサイバー攻撃を受けたときに、どんな事態が起これば国家としての戦争行為、武力攻撃事態とみなされ、自衛権が発動さ

れ、そして、特定のサイバーによる行為が戦闘行為と認定されると自衛隊との関係がどうなるのか。

【岩屋大臣の答弁】言うまでもないことですが、武力行使の三要件を満たすようなサイバー攻撃があった場合には、憲法上、自衛の措置として武力の行使が許されるわけでございまして、サイバー攻撃、さまざまなものがあると思いますけれども、自衛権行使の要件を満たすような場合は、自衛権を発動することができるというふうに考えております。

→ この要は、岩屋大臣がサイバー攻撃を武力攻撃事態（＝自衛隊が軍事力を行使できる事態）と認定しうることを明言した点である。岩屋大臣は、12月4日の記者会見でも、サイバー攻撃の質問に、「重要インフラに影響があつて、なおかつ、それが自衛権発動の要件を満たすということは、その損害が国民の生命・自由・幸福追求の権利を覆すようなレベルに達していると判断されれば、当然、武力攻撃事態と認定されて、自衛権が発動できるということだと思います。」と答えている。新『大綱』で言う「排除」である。そして、武力攻撃事態と認定すれば、日米安保条約に基づき、米軍も動く。

では、サーバー攻撃での武力攻撃事態の場合、「排除」の反撃はサイバー軍事力の行使に限定されるのか、それとも、戦闘機による敵サイバー施設への攻撃なども含まれるのか。この点に関わる新『大綱』の記述は、曖昧で、手を縛られないようにしている。

新『大綱』によって、日本の軍事力は質的・量的に本格的な軍事強国に到達する。安倍政権による軍事強国化をなんとしても阻止せねばならない。

【書評】

『トランプ貿易戦争』（著者：木内登英）

野崎 佳伸

▽ 木内 登英（きうち・たかひで） 著

『トランプ貿易戦争 日本を揺るがす米中衝突』（日本経済新聞出版社）

2018年10月刊 定価：1944円＋税

本書の著者：木内 登英（きうち たかひで、1963年—）は、現在野村総研所属。昨年まで日本銀行政策委員会審議委員を5年間務めた。本書は世界を揺るがす旬の話題である米中経済摩擦を中心に本年の9月頃までの動向を紹介し、近未来の展開を予測している。

本書の構成は次のとおり。

「第1章 米中貿易戦争の勃発」。就任後2年目に入り、トランプ米大統領は保護貿易主義の本性をあらわした。トランプはまず中国の知的財



産権侵害をやり玉にあげ、品目としては太陽光パネル（対中国）と家庭用洗濯機（対韓国）にセーフガードを発令した。次いで鉄鋼に25%、アルミニウムに10%の関税を適用、対象国・地域を徐々に拡大していった。3月には韓国にもこの適用を脅しに使い、米韓FTA（自由貿易協定）の二国間再交渉を短期間で達成。韓国は自動車関連分野の貿易で数量制限を含む多大な譲歩を強いられた。味をしめたトランプは返す刀をNAFTA（北米自由貿易協定）締結国のカナダ・メキシコやEU、中国、日本にも振り向ける。だがこれらの対象各国はWTO（世界貿易機関）のルールに定める報復関税を次々に米国に対して発動していった。これに対し、トランプは自動車への追加関税検討を発表した。

「第2章 戦後自由貿易体制と米国の貿易政策」では戦後世界の自由貿易の進展と行き詰まりを振り返るが、ここではトランプの対中強硬姿勢の理論的支柱とされるピーター・ナバロの「理論」を批判的に紹介している。

「第3章 終わりのない覇権争い」ではトランプ政権の中国に対する見方、特に問題視されている「中国製造2025」について紹介している。

「第4章 日米FTAと貿易摩擦の長い歴史」では米国による対日通商干渉の歴史について振り返る。章末では「関係年表」を3頁にわたって掲載している。またここでは先述の米韓FTA（自由貿易協定）の二国間再交渉のようを紹介している。

「第5章 貿易戦争と表裏一体のグローバル金融危機」では中国のシャドーバンキングがはらむ危険性を説きつつ、トランプ減税やインフラ支出の拡大にもふれ、米国の財政赤字が世界金融危機の引き金になりかねないと警告する。但し、世界的カネ余りが広く新興国全体に与えている金融危機の可能性についてはほとんど論及されていないのは惜しい。

「第6章 米中貿易戦争は日本経済に甚大な打撃」。1990年代半ば以降拡大した「グローバル・バリューチェーン（価値連鎖）」の存在は「貿易戦争」の波及を世界中に及ぼす。著者の見立てでは「日本で最後のリーディング産業とも言える自動車産業」が国際競争力を失えば影響は必至とし、米中貿易戦争は「日本経済の命運を握っている」という。そして米中貿易戦争の長期化は避けられないとし、日本を「より内需主導型経済に転換させる構造改革」を提唱する。そしてトランプ退任を待ち望むだけでは問題解決にはならない。なぜならトランプが米国民に広く潜む「米国第一主義」という「本来の思想」を覚醒させてしまった可能性があるからだと締めくくる。

本書刊行後、12月1日の米中首脳会談で3度目の関税拡大はかろうじて回避されたが、再交渉の期限は90日間と定められている。またNAFTA再交渉は11月30日、一応の決着を見、新NAFTAは「USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）」として再出発することとなる。トランプ米政権の強い圧力で自動車の対米輸出に数量規制を導入し、また域内の部品調達比率を高める「原産地規則」はより厳しくされたため、北米で活動する日本勢にも影響は必至だ。

安倍政権は1機あたり100億円超とされる米国産最新鋭戦闘機F35を100機買い増し、トランプと取引（ディール）しようとしている。ただし、それで収まるトランプではない。9月に開かれた日米首脳会談では、日本政府の説明では「日米物品貿易協定」（TAG）と呼ぶ交渉が2019年1月から本格的に再開される予定だが、米国の狙いは日本からの自動車の数量制限や農産物市場の開放になるだろう。円安誘導を非難する「為替条項」が適用されるかも知れない。

韓国やNAFTA再交渉の経緯や決着内容を知悉しておくことが今後の日米交渉の参考になることは疑いない。